

第 63 回 入札 監理 小委員会  
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 63 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 14 日（火）17:07 ～18:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 企業活動基本調査（経済産業省）
- 森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務（林野庁）
- 相模原事務所の企画・管理・運營業務（（独）国民生活センター）

### 2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、廣松専門委員

（経済産業省）

調査統計部企業統計室 中村経済産業調査官、木下参事官補佐、須田参事官補佐

（林野庁）

森林技術総合研修所 小原所長、吉村職員

（（独）国民生活センター）

経理部 井上部長、西経理課長、三澤経理課長補佐、高瀬職員

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 63 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、経済産業省の企業活動基本調査、林野庁の森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務、国民生活センターの相模原事務所の企画・管理・運営業務の 3 件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、企業活動基本調査の実施要項（案）の審議を行います。本日は、経済産業省調査統計部企業統計室、中村経済産業調査官に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は 15 分程度でお願いいたします。よろしくお願いたします。

○中村経済産業調査官 よろしくお願いたします。経済産業省の企業統計室長の中村でございます。

まず「『経済産業省企業活動基本調査』民間開放の実施状況について」という資料に基づき、今年度の状況を御説明します。

今年度は、印刷から回収・受付、照会、集計まで幅広く委託を行っておりまして、第 1 年度目ということでしたので、今回 1 年間ということ、来年の 3 月までの 1 年間で行っています。受託者は株式会社インテージです。

入札説明会には全部で 7 社、その後 2 社が資料を取りに来ました。そういう意味で 9 社来たのですが、実際に企画書の提出がありましたのは、インテージとトランスコスモスの 2 社でした。技術評価を行いまして、インテージが 173 点、トランスコスモスが 137 点、その後、価格の入札に移りまして、インテージは価格点が 22 点、トランスコスモスは点がつきませんでした。そのため、総合評価点として 195 点でインテージに決定いたしました。現在、4 月から業務を実施中です。

そして、回収の状況ですが、今年の 9 月 30 日現在で 3 万 103 社から来ていまして、回収率は、9 月 30 日現在で 78.6%です。18 年のときの調査では、9 月 30 日現在では 71.5%でした。最終的には、今年度の調査としては、求める最低水準として、これは 16～18 年の 3 年間の平均の率を取っていますが、78.9%求めています。

次に客体からの問い合わせの状況ですが、同じく 9 月 30 日現在で 5,232 件です。その問い合わせ内容としましては、調査内容とか、オンラインの操作に関する問い合わせが多くて、民間委託に関するクレームはありませんでした。

あと、督促の状況ですが、提出期限は 7 月 15 日ですが、今回、事前にはがきでのお知らせを 6 月に行い、また 7 月の初めにもう一度、封書で行っています。提出期限後に電話督促を 7 月と 9 月に行っています。また、オンライン提出を希望されているところについても、8 月、9 月にそれぞれ督促を行っています。資料では 10 月初旬から電話督促、封書による督促を行う予定となっておりますが、今、督促も既に行っているところです。簡単ですが、以上が今年度の状況です。

続きまして、来年度からの実施要項（案）について、まず、主な変更点ですが、委託期

間を、今年の1年から、今度、複数年契約ということで3年間にしています。

それから、オンラインの提出のところですが、現在、企業活動基本調査の独自システムがありますが、来年からは政府統計共同利用オンライン調査システムに移行しますので、それに基づき実施要項も変わっています。

次に、評価の基準ですが、民間事業者からの提案、これは企画書の技術点のところですが、現在は基礎点65点で加点135点ということで、1対2のような比率になっていますが、民間事業者の創意工夫のところをより強く見ていくということで、基礎点50点、加点150点とし、1対3という比率にしています。

それから、民間事業者のモニタリングを今は電話で行うことにしていますが、それを訪問、あるいはアンケートで行うことにしています。

また、国への報告として、審査状況等、別紙の報告様式を幾つか新たに追加しています。

以上が主な変更点です。それ以外は、基本的には、少し読みやすくしたとか、若干書き方をまとめたとか、そういうものです。

では、お手元の実施要項（案）に基づき簡単に御説明いたします。

まず、1ページ目ですが、基本的には同じです。真ん中辺りの「（3）調査時期」ですが、3年間としたので、毎年3月31日、または調査票の提出期限を毎年7月とし、3年間に対応させています。

それから「調査事項」ですが、括弧として、22年調査以降、変更の可能性ありと入っています。今、企業活動基本調査については、統計委員会の基本計画部会ワーキンググループ等でも、その見直しを言われており、22年調査でそれをどういうふうに反映していくか検討を始めるところでして、これについては、私ども、研究会を設け、年内中にある程度の方向性を決めて、年明けには具体的な調査設計に入りたいと思っています。

22年の改正の中で、事業の多角化、国際化などの把握、また組織の再編成、あるいは負債内容等の詳細化、それから、能力開発と人的資産への投資の把握、本社子会社間等での企業の機能分担、サービス活動の把握等、これらのものを22年の調査の中で、もう少し詳しく調査項目として挙げたいと考えており、研究会でこれから詰めていくところです。そのところが22年調査以降、変更の可能性ありというものです。入札の説明会等は年明けですので、その時にはもう少し詳しい説明ができると思っています。

2ページ目ですが、基本的にここも同じですが、真ん中の「（1）業務期間」は、21年4月1日から24年3月30日までということで、3年間で3回の調査を明記しています。

3ページですが、上の方の⑩⑪が政府統計共同利用オンラインシステムにかかわるところで変更しています。あとは基本的に同じです。

次のページも、若干書き方を詳しくしたりしていますが、この辺のところも同じです。

5ページ目も基本的には同じです。週1回報告するという記述が幾つか、この後も出てきますが、その辺のところを「日ごとに取りまとめ、週1回」ということで、今も実際かなりやっていたいただいているところもありますが、そこを明記してございます。

次の6ページ目ですが、上の方がオンラインシステムのところで変更したところです。あとは、6ページ、7ページは大体同じです。

次の8ページのところも基本的には同じです。真ん中の納品のところが3年間になりましたので、3回、3年間と明記しています。

9ページの上の方の「4. 契約金額の支払について」ですが、ここも3年になったということで、「契約金額の3分の1相当を支払う。」と各年度終了後3分の1ずつ、1年ごとに3分の1ずつ支払っていくということを書いています。

それから、5の(3)ですが、調査の回収率に関して目標とする水準は100%とし、一連の業務を通じ、各調査とも最終的な回収率は80.1%を上回らなければならないとしています。今年が16~18年までの平均で78.9%としていますが、1年新しくして、17~19年までの回収率の平均で出しています。今年の78.9%よりは高い数字でもあるので、同じように3年平均ということで出しています。

IIの契約期間は、同じく3年にしています。

10ページ、11ページも基本的に同じです。12ページ、13ページも基本的に同じです。14ページも同じです。

15ページの真ん中の「3. 評価の手續」の「(1) 技術点の算出」ですが、基礎点は、すべて満たす場合は50点とし、次の加点のところが150点。ここが現在の65点と135点から少し変更しています。ほかのところは基本的に同じです。

次の16ページも大体同じで「VII. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項」も、政府統計共同利用システムに変わるということで変えています。

VIIIの「調査票受付条項(日ごとに取りまとめ週1回)」というところも、日ごとに取りまとめて今、やっていたところを明示しています。ただ、この中で、例えば、④の調査票審査状況などは、別紙9、あるいは別紙6の2というものを若干追加しています。

次の17ページ中ほどの2の(1)と(2)ですが、まず「(1) 民間事業者への訪問」としています。今年度のものでは、電話で民間事業者に問い合わせをすることになっていますが、電話は勿論なのですが、実際に現場に行き、しっかりと話を聞くことが必要だと考えており、ここは訪問と直しています。

それから「(2) 調査客体へのアンケートの実施」ですが、ここも現在、電話で聞くことになっていますが、もっと多くの人たちにやりたいと思っており、それにはアンケート調査票がよいと考えており、アンケートとしています。その他に①②③も明記しています。残りは大体同じです。

次の18ページ、19ページも基本的に同じです。

20ページも同じですが「IX. 契約により民間事業者が負うべき責任」の損害賠償の書きぶりが少し変わっていますが、中身的には同じです。

次の21ページ中ほどの「統計法令の遵守」も、新統計法になりますので、若干文言は変

わっていますが、基本的には中身としては同じです。

文章の方としましては以上です。

次のページからは別紙ですが、別紙 1、2、3 は基本的に同じです。4 も、とりまとめ等、書き方が若干変わっていますが、同じです。5 も同じです。

別紙 6-1 は同じですが、6-2 は追加しています。もう少し詳細に、内容別に分けるために追加しています。

別紙 7 は、今度、オンラインシステムが変わるということで、そのイメージ図を新しく入れています。

別紙 8 も同じで、別紙 9 が追加になっています。審査状況について追加しています。

別紙 10-1 は同じで、別紙 10-2 は内容別として追加しています。

別紙 11 は、先ほどの評価の点数のところは少し変わったので、必須点が 50 点、加点を 150 点と変更しています。

別紙 12 は、前は 16~18 年でしたが、今回は 17~19 年ということで、最新の数字に入れ替えています。

非常に簡単ですが、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

○逢見副主査 よろしいでしょうか。まず、平成 20 年度の実施ですけれども、今の説明ですと、説明に来たのは 7 社とか、資料を取りに来たのは 2 社とかあったんですが、最終的に応札は 2 社ということですが、競争性というところ、ぎりぎり 2 社の中での競争になったわけで、なぜ 2 社しか応札できなかったのか。もう少し参加する企業がなかったのかという点についてはどのようにお考えでしょうか。

○中村経済産業調査官 来なかったところに特になぜかということは実際聞いていないのですが、やはり初年度でもありますし、企業の方で慎重になっているのではないかなと、私も個人的には考えているのですが、それ以上のところは特に伺っていませんので、はっきりしたことはわかりません。

○逢見副主査 例えば、幾つか参加要件として挙げたところで、それが参加企業にとっては少しハードルになるということがあったのではないかな。私もよくわからないんですが、例えば、競争参加資格で「A」の等級とかいう部分で、能力はあるけれども、その部分で引っかかって参加できないとか、そういうことがあったとすれば、もうちょっとハードルを下げてもいいのかなと思うんです。

○中村経済産業調査官 今のお話ですが、私どもの方に来ました 9 社はすべて「A」ランクでしたので、特に「A」だけだったので非常に少なくなったということではないとは考えています。

○逢見副主査 あと、12 ページでしたか、簿記検定 2 級以上とか、テレマーケティング業務の実務経験を有するとか、そういう部分がありますけれども、これはやはり必要な資格

として次年度以降も続けるということですか。

○中村経済産業調査官 このところについては、特に今回変更していません。実際、今回もやっていただいている、いろいろ問い合わせ等からも、こういう経験のあるような人でないとなかなか難しいのではないかと。あと、督促のところも、何も自社で全部抱えているということではないのですが、やはりこういう経験があるところを使いながらやるとか、そういうふうにしていかないと、なかなか上がっていかないのではないかと考えています。

○廣松専門委員 今回の質問と関連して、督促のやり方だとか、苦情の対応に関して、経済産業省さんの方から何かマニュアル等は事前に業者の方に渡したんでしょうか。

○中村経済産業調査官 はい、これは渡しています。

○廣松専門委員 今はまだ回収の最終段階ということのようですから、最終結果は変わるだろうと思いますが、先ほど御説明いただいた限りでは、最終回収率は78.9を何とか超えようということとは理解いたしました。ただ、これから先、審査等の段階で、記入率とか回答の内容が調査にとって大変重要なポイントだと思っておりますので、回収と同時に、そちらの方のモニタリングを是非よろしくお願ひしたいと思います。

○中村経済産業調査官 私どもも勿論そこを十分考えていますので、今もよく業者の方とは打ち合わせ、また、実際に現場の方にも行って、そういうところも見ながら、場合によってはそこで指導するというのもやっています。そこも含めて、今までモニタリングのところ、例えば、電話というふうにあったのですが、そこは訪問ということで、自分たちとして、より高くというのでしょうか、上げてやっていきたいと考えています。

○廣松専門委員 先ほど御説明あったとおり、本年度の経験を生かして33ページの別紙9と35ページの別紙10-2が今度新しく追加された報告様式ということのようですが、それに関して、今年度の民間事業者の方は、この2つが増えることによって特に負担が増えるというふうには考えていないということではよろしいのでしょうか。

○中村経済産業調査官 はい。今年度も実際に彼らと話をする中で、こういうものを彼らの方でもつくってやっていますので、むしろ、そういうものがないとなかなか報告する方もわかりづらいということなので、そのところはできるだけだろうと考えています。

○小林副主査 よろしいですか。私の方から、サービスの質の設定なんですけど、直近、過去3年間の平均で80.1%の設定なんですけど、このターゲットというか、設定はどうでしょうかと言いますか、過去3年の平均をベースということではよろしいのか、その辺の御検討はいかがだったのでしょうか。

○中村経済産業調査官 例えば、3年後にどうするのかと言われると、今、実はまだそこは考えはございません。今回、まず最初のときが3年平均でやりまして78.9%。同じようにやった場合、これよりもパーセントが低かったら、3年平均で本当に下げるかということ、そういうふうにはしづらいのかなと思っていました。今回、3年平均でやったときに80.1ということではむしろ上がっていく。これであれば、同じように、今回はいいんだろう。ただ、また3年後、3年平均なのかどうかというのは、正直言ひまして、終わって、本当に

3年平均でいいのか。私ども、80.1を達成しろと言っていますが、諸般の事情で、場合によって下がってしまうということも、勿論、結果としてはあり得ます。そうすると、やはりそういう数字を見て、実際3年後に一体どの数字にするのか。直近の3年平均がいいのか、場合によっては違う数字、例えば、今と同じ80.1なのか、ほかのパーセントにするかとか、そこは3年後に実際の状況も見て考えたいと思っています。

○小林副主査 その点は、80.1%を下回った場合に、それについてディスインセンティブを設定するという事はちょっと問題かもしれないんですが、民間事業者が、今年度の実施の状況を伺っていると、連携しながら、比較的いい結果が出ているようにお見受けしたんですけれども、そうすると、3年間の契約ですから、また新しい事業者さんが入ってきたとして、民間事業者さんのノウハウを改善しながら、いいパフォーマンスを上げていくということも期待できると思うんです。ですから、その意味で、例えば、インセンティブの設定といったことを追加として考えるというようなことは御検討はあったんでしょうか。

○中村経済産業調査官 インセンティブにつきましては、昨年いろいろ御議論があったと伺っています。ただ、今、業者さんに聞きましても、国のものを作って、結果として何%達成したということは出ますので、そういう中で、例えば、目標をきちんと達成している、あるいは目標以上やったということは、彼ら自身が実績として外にも言えますし、それ自身がインセンティブになるとは考えています。

あと、表彰とかいうのも、昨年、場合によってはということで、ちょっと検討というのでしょうか、お話が出たと聞いていますが、そこのところも実は私どもでいろいろ検討したのですが、市場化テストにならない、この法に基づかなくても委託は幾つかやっています。そうすると、一体、そういうものとの関係はどうするかとか、どこまでいったときに表彰するかとか、まだ結論が出ません。今年もまだ終わっていない段階で、なかなか難しいというのが正直なところでして、明確な、新たに何かインセンティブとして追加するような項目があったかということについては、なかったということになりました。

○廣松専門委員 次回以降の入札のところでも2つばかり伺いたいんですが、1つは、当然これは3年になると、いただいた資料A-①の業務範囲のところでも、調査対象名簿の整備・確定というのが2年目以降に新たに加わるわけです。先ほど報告様式の追加は、ある程度その情報も役立てるといような意味かなというふうにも解釈したんですが、ここは調査にとっては大変重要なところだろうと思います。同時に、何年か経験すると、この辺りはある程度できるかと思うんですが、多分、次回3年度、初年度の場合には、この名簿の整備というのが結構大変ではないかと思うんですが、その辺、どういふふうに対応なさるお考えなのかというのが1点目です。

○中村経済産業調査官 名簿の整備は基礎になる場所ですから、非常に大事な場所です。例えば、今年であれば、今年の3月末日時点での名簿が確定名簿になりますが、いろいろ問い合わせとか質問等で、3月はあったけれども、7月、8月に、会社を合併したとか、何かしたというような情報はいろいろ入ってきています。そうしますと、まず、今年

の調査名簿の確定は、今年の3月末時点での名簿になりますが、次の名簿、来年やる時には、来年の3末日時点ですので、例えば、今年の夏に何かあったというのは反映できません。そういう情報は、次の年の名簿確定のとき、当然反映させます。

あと、これはなかなか難しいところもあるのですが、新たに追加になったとか、経産省でわかるようなところについては、情報を与えて、まず最初に名簿をつくって、その名簿に基づいてやっていって、また変更とか何かあれば直していくというふうにしたいと思っています。現在も実はそういうふうにしています。

○廣松専門委員 1点目として、平成21年に経済センサスの名簿調査が行われることになっています。ただ、契約期間の21～23年の間にその新しい名簿が使えるかどうかは今のところ不確定なところがあると思いますが、そういう最新情報も是非うまく使っていただけるようにしていただければと思います。

2点目は、回収率に関してですが、最初に御説明があったとおり、この企業活動基本調査の見直しが俎上に乗ろうとしている。見直しによって調査項目を変えた場合、調査項目によっては、調査対象者が答えにくいとか、協力度が減るとか、そういう効果も一方ではあり得る。そうすると、回収率の目標値として過去3年平均を取っている、それは客観的な数値としてそうしているのだらうと思いますけれども、もし調査の内容が変わったときには、この点は少し考える必要があるのではないかと思います。ただ、今の計画では、たしか平成21年度辺りを目途に調査の内容を見直すということですので、次回の契約のときにどこまでそれが関係するか分かりませんが、ある程度柔軟に対応する必要があると思います。

これは理想論ですけれども、この調査は、多分、基幹統計になるだらうと思いますが、そうすると、何年かおきに、統計委員会の方でも内容に関して見直しを行うことになる。その周期とか、サイクルが、ある程度決まっている、例えば2年とか3年とかだとすると、入札の方のサイクルも、できればそれに合っている方が、民間業者の方もやりやすいだらうと思います。契約期間の途中で調査内容が変わったりすると、そこは少し考えなければいけないのではないかと思います。

○中村経済産業調査官 おっしゃるとおりです。ただ、今、22年調査をこれから議論して変えていく方針ですが、もし複数年契約を22年からということでやりますと、もう一回、単年度契約でやるかということになります。ただ22年調査ははっきりわかりませんし、私ども、その後も、具体的には今、25年とも言われていますが、更にもう少し見直しとかあって、そののところが一体どうなるかというのは結構時間がかかったりするものですから、ここの見通しと、こちらでの手続、委員会をやって云々というのは、なかなかびったり合いづらいところもあり、余りそこを言い出してしまうと、複数年ができないとか、そういうふうになってもまずいかなと思ってしまっていて、まず、複数年契約をやって、そこで必要な変更があれば、すごくコストがかかるというようなことになれば、そこは業者の方と相談して、契約の変更手続とか、そういうものをしていく。まず今回、3年でやって

みて、その結果も見ながら、次の形がどうなるかというのは、3年後に、同じように3年なのか、あるいは次は2年なのか4年なのか、そここのところも含めて、全部一緒に考えていきたいと考えています。

○逢見副主査 モニタリングについてですけれども、これまで電話で民間事業者モニタリングを行うというものを、今回、訪問、適宜という形に変わりました。電話で聞くよりは直接訪問の方がより正確な状況の把握ができると思うんですが、適宜といった場合に、民間事業者から言うと、いつ何時来るかわからない。勿論、ちゃんとやっていれば、いつ何時来てもいいんですが、適宜ということについて、どのぐらいの頻度なのかということと、東京都内で受託した事業者があれば行けますけれども、関西とか、そういうところの場合でも果たして本当に訪問するのかがというのがあるんですが、これはいかがですか。

○中村経済産業調査官 まさに御指摘のとおりで、適宜というのは、場所にもよるので、こういう書き方をしています。勿論、近ければ、かなり行きやすいのですが、確かに遠いところだとそんなに行けない。ただ、遠くても、少なくとも何回かは必ず行く。遠いから行きませんということではなくて、遠くても行くということをはっきりここで宣言しようということで、電話をあえて外して訪問というふうに直したものです。どのぐらいかということについては、場所にもよるものですから、なかなか書きづらい。近ければ、少なくとも月に1回ぐらいは必ず行きたいと思っています。今も大体そのぐらいは行っています。

○逢見副主査 今も、20年度の実施の場合も行っているわけですか。

○中村経済産業調査官 今のところは、ここは電話という書き方にはなっていますが、勿論、電話もしていますが、実際に現地、今回、東京ということもございしますが、特に初年度ということもあって、こちらもできる限りはやりたいと思っていまして、実は今年も行っています。

○小林副主査 私の方から、要望になるんですけれども、当初7社で、2社取りに来て、2社だけが応札したというふうに伺ったんです。2回目、来年から3年間ということになると、先発といいますか、今、受託している業者さんがそれについてかなりノウハウを持つことになりまして、競争性の確保といったところから言うと、競争性を確保する努力はしなくてはいけないと思うんです。そのときに、先ほど理由が不明だというお話でしたので、できたら、応札が2社であったことについての調査とまではいかないんですけれども、その辺の理由を御検討いただくとありがたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○中村経済産業調査官 御指摘のとおり、何社か、どういう理由だったかというのを、差し支えない範囲で問い合わせをしてみたいと思います。

それから、今年度の結果も踏まえて、出せる情報は説明会等を出していきたいと考えています。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 それでは、この実施要項（案）につきましては、これからパブリックコメントの手続に入らせていただきまして、またそちらへ出された意見等も踏まえまして検討していくというようなことで進めてまいりたいと存じます。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、経済産業省におかれましては、本日の審議や、今後実施していただくパブリックコメントの結果を踏まえて、引き続き検討していただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はありがとうございました。

○廣松専門委員 済みません。次回、第2回目は11月25日火曜日17時からということで、確定でよろしいんですか。

○事務局 今後のパブリックコメント等、順調にいけば、11月25日にさせていただく予定にしております。その辺りの手続につきましては、順調にいけば25日ということで御準備いただければ結構かと思えます。

○廣松専門委員 わかりました。

○小林副主査 ありがとうございました。

（経済産業省関係者退室）

（林野庁関係者入室）

○小林副主査 続きまして、森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、林野庁森林技術総合研修所、小原所長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、実施要項（案）のこれまでのチェック状況について、事務局より簡単に御説明願います。

○事務局 事務局から御説明させていただきます。お手元の資料2-1「チェック状況の整理」について御報告させていただきます。

まず、対象業務の範囲ですけれども、いわゆる研修施設の管理業務としては、通常の食堂業務を除きまして、清掃、警備、設備の管理を包括的に出させていただいております。

サービスの質の設定の仕方につきましても、他の研修施設と同様、利用者に対する満足度アンケート、冷暖房の設備の停止及び施設の破損等が管理業務の不備に起因するようなものがないことをサービスの質として設定していただいております。

委託期間につきましては、通常3年間程度を設定していただいておりますが、当施設

につきましては、国有林野事業特別会計の見直しの時期が未確定ということで、今回は1年間という形にさせていただいております。

その他、委託費の支払方法、入札参加資格、落札者評価等については特に大きな問題はないかと思うんですが、情報開示のところでも事務局のチェックが行き届いていなかったところもございまして、過去の施設利用者の状況につきまして、お手元にお配りの資料と差し替えということで、1枚ペーパーを送らせていただいているんですが、そちらに不備があったということで、本日、差し替えをお配りさせていただいて、御説明をしていただくように考えております。

なお、意見募集につきましては、9月に森林技術総合研修所さんの方で行ってございまして、民間事業者等からの意見の提出は特になかったということでございます。

事務局からは以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

では、ただいまの施設の利用状況について、この差し替えの表について御説明いただけますか。

○小原所長 内容については簡単に御説明させていただきますけれども、非常に単純なケアレスミスで資料の差し替えをお願いしています。おわびした上で、内容の説明を吉村の方からいたします。

○吉村職員 開示資料の中の「2 従来の実施を要した人員」の中の別添資料ということで「施設利用状況表」を付けてございます。そちらの利用の人数に計算ミスがございまして、お配りしてある表に差し替えをお願いしたいと思います。

○小林副主査 これの読み方は、施設の利用状況、区分がされていないですが、例えば、研修人数であるとか、具体的な月別延べ人数の中身は何を想定すればよろしいんですか。

○吉村職員 こちらは、研修の参加人数×研修の実施日数で出しております。

○小林副主査 宿泊はこの中にカウントされていると考えていいんですか。

○吉村職員 日帰りという研修はございませんので、全部が宿泊で、研修実施日数×人数ということで計算してございます。

○逢見副主査 そうすると、居室が、研修生が56室、1室9平米、1室何人泊まるんですか。

○吉村職員 1室は2名です。

○逢見副主査 そうすると、マックス、1晩112名泊まるということ。

○吉村職員 はい。

○逢見副主査 そうすると、ピークで1,800何人というのがありました。平成18年で言うと1,860人とかというのは、1晩で112人泊まるということは、20日以上使っているという感じなんですか。

○小原所長 土曜日、日曜日を除いて、月曜日の午後から金曜日の午前中までびっちり研修があったという月です。

- 徳山企画官 これは泊数が書いてあるんですか。それとも研修の日にち。2泊3日だったら2なんですか、それとも3なんですか。
- 吉村職員 こちらの算出に当たっては、実施日数で、2泊3日だったら3日ということで計算してあります。
- 徳山企画官 では、泊を伴っている日と、そうでない日が混ざっている。
- 吉村職員 研修実施日数なので。
- 徳山企画官 2泊3日では3となるわけですね。でも、泊は2なわけですね。
- 吉村職員 泊は2です。
- 徳山企画官 内数で出てくるということですね。
- 吉村職員 そうです。
- 小林副主査 御意見、御質問に移ってよろしいかと思えます。お願いいたします。
- 逢見副主査 民間受託者から言うと、多分、最後の方を見ると、今まで受託していた、69ページ、70ページですか、主な受託者がいて、新たに民間競争入札するというと、全く同じ業務をそのまま市場化テストに移すと、そういうイメージでいいんですね。
- 吉村職員 そのとおりです。
- 逢見副主査 ただ、やはり競争性を確保しなければいけない。今やっているところが非常に有利になってもいけないというのがあると思うんですが、そこはどうなんですか。例えば、研修の施設利用延べ数は出ているけれども、何泊の研修で、どのぐらいのサイクルで入れ替わるのかとか、受託する事業者としては、そういうのが情報として必要なのではないかと思うんです。
- 吉村職員 一応、研修のベースになっているのは大体1週間が基本で、ただ、研修によっては2週間続きのものであったり、2泊3日というものもございます。それは研修計画を立てないことにはお出しできないものかなと思います。
- 小林副主査 だから、過去の研修の実施状況で、どういう稼働率といたら変ですけども、どういうものがあつたかということが具体的にこの実施要項上で見えないと、今まで受託されていた業者さんは経験値でそれは御存じになっているけれども、新しく参入しようとした方はそれはわからないので、それを明示した方がよろしいんじゃないかということだと思うんです。
- 小原所長 過去3年のサイクルですね。御指摘わかりました。例えば、今週ですと、火曜日の午後から居室を占有して、金曜日の午前中まで、泊数等は別にしても占有するわけです。その前後にまた清掃業務とか入りますから、そのサイクルを、過去、月別の3か年の平均をお出しするような格好で理解すればよろしいでしょうか。
- 吉村職員 過去3年の研修計画を開示資料の中に添付することでもよろしいわけですか。
- 小原所長 わかりました。サイクル表も入った日程がありますので、3年分添付するようにいたします。
- 事務局 およその人数もわかりますか。

○小原所長 わかります。

○逢見副主査 今まで委託していたときは、これは競争入札でやっていたんですか。その場合、どのぐらいの競争だったんでしょうか。

○吉村職員 19年度に実施したものだとして、清掃業務は3社参加しております。警備業務、機械設備業務もそれぞれ同様に3社参加しております。

○逢見副主査 特定のところがずっと独占していたということではないということですか。

○吉村職員 適正に一般競争入札はやってきておりまして、ただ、地域性だとは思いますが、すけれども、同じ業者が参加しておりました。

○逢見副主査 場所は高尾だから、警備とかは、地元に近いと参加しにくいというのはあるんですかね。

○小原所長 特に警備は土日なく24時間にしておりますから、そういった面では、警備に従事される方がどこにお住まいかということも影響するのかなと思います。ただ、会社がどういうふうに見積もっているかによって変わりますので、そこら辺については私どもは何とも言いがたいところです。

○逢見副主査 これは要望ですけれども、せっかく市場化テストをやるわけですから、できるだけ多くの業者さんに参加してもらえようという情報を提供することが必要だと思います。

○小林副主査 今回の委託の実施状況の情報開示のところ、私がちょっと気になっているのは、注記事項でそれぞれ内訳が書いてあるんですけれども、だんだん高くなっているんです。清掃業務、警備業務、機械設備保守業務というのが、機械設備保守業務はそれほど高くなっていない、遡増しているというか、少しなんですけれども、警備業務は平成17年から19年を比べると2倍ぐらいになっているような状況で、注書きで、17年度は入札参加者が多く、より競争性が高まったものと推定されると書いてあるんですが、一般競争入札で実施していて、清掃業務と警備業務がだんだん高くなっているというのは、どう考えればよろしいんでしょうか。これを見た業者さんは、多分、平成19年度をベースにしてコストの部分を考えるんだろうと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○小原所長 警備業務については、18年度と19年度では業務内容が異なります。17年度から18年度に増加したというのは何とも言えないんですけれども、18、19年度の関係では、勤務日数が増えておりますから合理性があると思います。

それから、清掃業務については、結果としてこういう数字が出ております。例えば、20年度にどういうふうに行動されるのか。複数業者で競争しておりますから、今、委員おっしゃったような、19年度を基にすれば、従来の方がどう見積もられるか、また、その他の方がこれを基にどう考えられるかというのは別な観点になると思うんです。18、19年度に比べると、19、20年度では違う原理が働く可能性はあるかなと私は思います。ただ、なぜこうなったのか、何とも言えないところです。

○事務局 今回の清掃の落札価格の話なんですけれども、これは1回で落札者が決まってい

るんですか。

○吉村職員 すべて1回で決まっております。

○小林副主査 これは感想として聞いていただければいいんですけれども、一般競争入札をかけると、競争性が高まれば、だんだんコストの部分は圧縮していくのではないかと思われるので、入札の実施状況がどうだったのかという分析が必要かなという気はするんです。だから、説明事項として、警備業務の場合は、休日を全部勤務対象としたために時間数が上がったので落札金額が増加しましたという説明は合理的に成り立つんですけれども、そうでない場合に、どういうふうにこれを解釈するのかというのはあるのかなという気はいたします。

○小原所長 御指摘のように、清掃の方は大きく変化はない業務です。それにもかかわらず、こういう金額に結果としてなっているものですから、予定価格の範囲内ということではあるんですけれども、今後、どんな工夫ができるか。例えば、先ほど委員御指摘のように、できるだけ入札参加者を広く募るとか、どういう方法があるか、今、にわかにはお話できないんですけれども、できるだけチャンスを広げるような格好で情報開示をしていきたいと思っております。

○逢見副主査 これは印象ですけれども、例えば、清掃などの仕様書を見ると、非常に細かく、どういうものを使って、どうしなさいということが書いてあって、民間業者の創意工夫によって、こういうやり方をすれば、結果はきれいになるけれども、もっとコストが下がるとか、そういう部分があるんだろうと思うんですけれども、こういう仕様発注だとなかなか工夫の余地がなくて、結局、コストにそれをそのまま上乘せすることになるのではないかという感じがします。今後、民間の創意工夫が生かせるような仕事の出し方にしたいんではないかと思うんです。

○小原所長 今、この場で、どういうやり方ができるかということはお話できないんですけれども、基本的に、今回、複数の業務を一体化させるという発注で考えているものから、従来の個々の業務の仕様書を引き継いでおります。御指摘の点も踏まえて、今後どんな工夫ができるか、検討させていただければと思います。

もう一つは、できるだけ情報開示して、参加者を広く募るようにするのが最大重要かと思っておりますので、その点についても取り組みたいと思っております。

○小林副主査 細かいことで恐縮なんですけれども、1点、事務局にも聞きたいんです。5ページ目の(2)のアの「警備業務」のところで、この書きぶりなんですけれども「安全を守ることを目指し、誠意をもって行うこと。」と書いてあるんです。誠意は測れないではないですか。だから「誠意をもって行うこと。」は必要なのかどうかわからなくて、変なところに引っかかっているんですけれども、これはどうなんですか。通常こういう書き方ですか。

○徳山企画官 いえ、珍しいですね。「確保や保全を図る。」で終わるのが普通かなと思います。

○小原所長 もしくは、私の思いつきかもしれませんが、例えば「速やかに対応すること。」とかいうのはあるのかなと思います。

○小林副主査 その方が具体的で、測れないものを質の水準として設定するというのはちょっとわかりにくいと思います。

○小原所長 警備の会社には、事態が発生した場合、速やかに報告することを求めていますので、そういう格好で修正させていただきます。

○小林副主査 お願いします。

よろしいですか。では、今のところ、若干文言を訂正していただくことと、先ほどの情報開示の点で、情報開示を行っていただいで競争性を確保していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、入札監理小委員会としては、これで了承したものとして、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、林野庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

（林野庁関係者退室）

（独立行政法人国民生活センター関係者入室）

○小林副主査 続きまして、相模原事務所の企画・管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国民生活センター経理部、井上部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえて実施要項（案）の修正等について御説明いただきたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○西経理課長 それでは、前回の修正点につきまして御説明させていただきます。

まず1点目は、前回、当方の施設受付につきましては、12月以降でない受付はできないことにつきまして御指摘がありまして、この点につきましては、センターから民間事業者へ10月1日に通知することとし、翌年度4月の半年前から予約を受け付けることができるというふうに修正しております。

それから、初年度の要求水準値につきましては、実施要項中は3年間、いずれも宿泊室の稼働率は15%以上としておりましたけれども、初回の契約につきましては3月上旬が想定されますので、初年度につきましては、過去3年の平均値約7%弱ですけれども、現行と同程度以上でお願いしたいと修正しているところです。

それから、実施要項の中で、利用料金については民間事業者とセンターが協議する。協

議する中身としましては、コスト割れが生じているような料金設定をする場合は、センターの方は拒否できるとしておりましたけれども、この点につきまして、コスト割れの条件となる経費につきまして、実施要項の中に盛り込んでおります。

それと合わせましてインセンティブのところですが、稼働率の状況に応じてインセンティブの方をパーセントで表示しておりましたけれども、料金設定自体が幾らになるか、わからない点もありますので、原則としまして、生じた利益についてはセンターと民間事業者の間で折半するという基本的な考え方は変えていませんけれども、その算出方法としましては、収入金額からコストに係る経費を除いた部分について折半しましょうというような形でインセンティブの表現を変えたところの変更になったというところで、簡単ではありますが、以上の点が前回と変更した修正点でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回のこの委員会における質疑を踏まえまして幾つか変更点がありまして、例えば、10月1日にセンターより民間事業者に通知するという事で、事実上6か月前からの予約受入れが可能になると思いますので、そういった点については改善されたのではないかと思います。

それから、初年度の要求水準についても、最初の部分は民間事業者の努力が入らない部分ですので、過去3年の平均値ということで、これもよろしいと思います。

あと、インセンティブのところですが、考え方として、年間徴収料金から必要経費を引いたものの50%ということになるんですが、光熱水量、消耗品費、NHK受信料、固定資産税等の経費、ここは情報開示はされているんですか。

○井上部長 情報開示の中には入っていません。

○逢見副主査 そうしたら、入れておいた方がいいのではないかと思います。

○井上部長 過去3年間の年間額ですか。

○逢見副主査 はい。そうすれば、どのぐらいやればインセンティブが取れるかというのは、民間事業者としては大体推定がつくと思います。私が気になったのはその1点です。

○小林副主査 今のところは、情報開示のところに含めていただくということでよろしいですか。

○井上部長 はい。

○逢見副主査 パブリックコメントをやって、どのぐらい関心を持ってもらえるか、知る必要がありますね。

○小林副主査 そうですね。

では、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 それでは、ただいま御指摘いただきました点について修正を行っていただきました上で案の公表を行いまして、意見募集に進んでいってはどうかと思っております。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国民生活センターにおかれましては、本日の審議や、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただくようお願いいたします。

また、委員におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。